

平成 25 年第 4 回紀の川市議会定例会 第 6 日

平成 26 年 1 月 16 日（木曜日） 開 議 午前 9 時 33 分
散 会 午前 10 時 54 分

◎議事日程（第 6 号）

- 日程第 1 議案第 122 号 紀の川市営駐車場条例の一部改正について
議案第 128 号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正
について
議案第 144 号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正について
議案第 146 号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正について
議案第 148 号 紀の川市公民館条例の一部改正について
議案第 149 号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正について
議案第 150 号 紀の川市 I T 親子ホール条例の一部改正について
議案第 152 号 紀の川市文化施設条例の一部改正について
議案第 153 号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
議案第 154 号 紀の川市那賀 B & G 海洋センター条例の一部改正につい
て
- 日程第 2 議案第 126 号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正に
ついて
議案第 127 号 紀の川市斎場条例の一部改正について
議案第 129 号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正について
議案第 130 号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改
正について
議案第 132 号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正について
議案第 142 号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する
条例の制定について
議案第 143 号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 133 号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正について
議案第 134 号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正について
議案第 135 号 紀の川市青洲の里施設条例の一部改正について
議案第 136 号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正について
議案第 137 号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正について
議案第 138 号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について
議案第 139 号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
議案第 140 号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定

- について
- 日程第 4 議案第 1 4 5 号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1 2 3 号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第 1 4 7 号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 5 1 号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正について
- 議案第 1 5 5 号 紀の川市立調月北部集会所条例の廃止について
- 日程第 6 議案第 1 2 4 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 1 2 5 号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 3 1 号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 1 5 7 号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 1 5 8 号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 1 4 1 号 紀の川市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 5 9 号 権利の放棄について
- 議案第 1 6 0 号 権利の放棄について
- 議案第 1 6 1 号 権利の放棄について
- 議案第 1 6 2 号 権利の放棄について
- 議案第 1 6 3 号 権利の放棄について
- 議案第 1 6 4 号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 1 6 5 号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 1 6 6 号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第 1 6 7 号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第 1 6 8 号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第 1 6 9 号 紀の川市道路線の廃止について
- 日程第 8 議案第 1 5 6 号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10 請願第 1 号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について
- 日程第 11 議員提出議案第2号 新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	12番 村垣正造	13番 竹村広明
14番 杉原勲	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 森田幾久	22番 高田英亮

○欠席議員（1名）

11番 亀岡雅文

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永田博敏	次長兼議事調査課長	藤井節子
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	田中啓吾

（開議 午前 9時33分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告等も含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、日程第1から日程第3については、一括議題とし、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち、消費税率改定に伴う条例改正議案、計25議案について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について一括討論を行い、採決については順次行います。

日程第4から日程第7についても、一括議題とし、消費税率改定に伴う条例改正議案25議案と、議案第156号以外の付託議案、計22議案について各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第8では、分割付託していた議案第156号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、委員長の報告に対する一括質疑の後、議案について採決を行います。

また、日程第9では、議員提出議案第1号の審議、その後、日程第10の請願第1号と日程第11の議員提出議案第2号については、一括議題として審議を行いますので、どうかよろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正について から

日程第3 議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定
について まで

○議長（高田英亮君） 日程第1、議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正についてから日程第3、議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの計25議案を一括議題といたします。

本25議案については、消費税率改定に伴う条例改正議案であり、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会の審査報告を行います。

委員会は、去る1月7日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

まず、当委員会に付託されました議案のうち、消費税率の改定に伴い、改正する10議案について審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議案第122号、議案第128号、議案第144号、議案第146号、議案第148号、議案第149号、議案第150号、議案第152号から議案第154号の10議案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

10議案全般に関して、現行の消費税は5%であるが、8%になったときには使用料等は今より3%の負担増になるのかとただしたのに対し、条例で定められている使用料について、原則として現行の5%に消費税分3%を上乗せして改正している。条例で規定している料金を100分の105で割り戻し、円未満を切り上げた額を本体価格とし、それに100分の108を乗じた額を10円未満切り捨て表示していると。また、消費税は10円未満を切り捨てる規定を設けているとの答弁でございました。

利用者が負担する消費税は、国に納める必要があるのかと再度ただしたのに対し、消費税法では、地方公共団体も納税義務はあるが、申告義務はないということになっており、売り上げに係る消費税と同額を仕入れに係る消費税額として控除できる規定があるので、納税する必要はないとの答弁に、消費税に相当する額が増収となるが、それはどうなるのかと引き続きただしたのに対し、電気代、光熱水費などは消費税率改定により上昇するため、施設全体の維持管理費が上がってくる。その分、受益者負担という観点での今回改正であるとの答弁でした。

次に、増収分は幾らになるのかとただしたのに対し、平成25年度一般会計当初予算の歳入の使用料で試算すると、改正前の予算額は9,918万9,000円で、条例改正後では1億61万7,000円で、差し引き142万8,000円の増、率にして1.4%ぐらいの増となるとの答弁でございました。

次に、今までの内税方式を外税方式に変えた理由をただしたのに対し、内税方式では、実際の料金と消費税の額がわかりにくいので、今回外税方式にしたという答弁でございました。

次に、議案第153号 紀の川市社会体育施設使用条例の一部改正について廃止されている施設があるが、その経過と理由はとただしたのに対し、河川敷グラウンドは台風の被害を受けてから復旧していない。打田グラウンドは、市民まつりの駐車場のみに使用、那賀若者広場に代えて愛宕池運動公園を利用してもらっている。丸栖北広場は、丸栖少年野球の専用グラウンドであったので、丸栖小学校グラウンドを利用してもらう。桃山グラウンドは、スポーツができなくなったので、粉河グラウンドや貴志川スポーツ公園を利用し

てもらいたい。粉河プールは、老朽化が激しいので廃止をするとの答弁でございました。

また、パークゴルフ場の使用料をこのように決めた理由はとただしたのに対し、野上のパークゴルフ場の料金設定を参考にしたとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました消費税率改定にかかわる議案は、日程第2の議案第126号同127号、同129号、同130号、同132号、同142号、同143号の計7議案であります。

委員会は、去る1月8日、本庁舎6階委員会室1において、委員全員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました7議案については、全て賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、議案第130号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正についてでは、ともぶち老人憩の家の建物は廃止された後どうなるのかとただしたのに対し、平成26年度に取り壊す予定であるとの答弁でした。

次に、増税によって水道料金が平均的な家庭では月に幾ら上がるのかとただしたのに対し、現行では月3,584円であるが、新料金で計算すると3,680円となるため、約100円上がることになるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） おはようございます。

産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました消費税率改定に係る議案は、議案第133号から議案第140号までの計8議案であります。

委員会は、去る1月9日、本庁舎6階委員会室1において、委員6名の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました8議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、青洲の里 春林軒の入場料は600円と近隣施設より高く、入場者が減ってきて

いる中で料金改定の考えをただしたのに対し、今後、理事会運営委員会等で検討を重ねていきたいとの答弁でした。

また、委員外議員からは、まず指定管理している青洲の里、細野溪流キャンプ場、ハイランドパーク粉河の3施設の利用料は、各指定管理者の収入とすることができるのかとただしたのに対し、委託料とは別に入った使用料金はそれぞれの施設で有効に使っているとの答弁でした。

次に、消費税が8%になった時点で、利用料金が10円単位の金額設定になった場合の対応についてただしたのに対し、つり銭等の影響もあるので、今後調整をしていくとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

これより、質疑を行います。

各委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております25議案について、一括討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

ただいま議題となっております25議案についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題なっています25議案に対する反対討論を行います。

これらの条例改正は、消費税法の改正により、ことし4月から消費税が8%に引き上げられることに合わせて、各種使用料や利用料に消費税分を加算して徴収する内容となっています。

そもそも消費税は、所得の少ない人に重くのしかかる最悪の不公平税制で、富裕層や巨額の内部留保を持つ大企業にその力に応じた税負担を求めるべきです。所得格差が広がる中で、8%の引き上げは一層の景気の落ち込みを引き起こすこととなります。消費税の増税は必要と考える人の中にも、4月からの引き上げには反対、また慎重に考える方も多くあります。庶民の暮らしと景気対策を考えれば、少なくとも4月からの引き上げはすべきではないと考えます。

しかも、消費税の増税と合わせて実施されるのは年金の引き下げであり、70歳以上の病院窓口負担の引き上げであり、社会保障の充実とは正反対のことが行われようとしています。

こうしたときに、紀の川市に求められるのは、市民の生活を支え、負担を軽くする施策であるはずで、消費税法の改正に合わせて市民負担増となる利用料や使用料を引き上げることにはすべきではありません。特に、一般会計分については、消費税を納める必要はありません。あくまでも市民にとっての負担増を回避する対応をとるべきであると考え、これらの条例改正に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、ただいま議題となっております25議案についての賛成討論の発言を許可します。

21番 森田幾久君。

○21番（森田幾久君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となっております消費税率改定に伴う条例改正議案、25議案全般について、賛成の立場から討論を行います。

本年4月から消費税率が5%から8%に改定されます。これにより、電気代や消耗品などが値上がり、各施設管理に要する費用が増加することは明らかです。利用料以上に必要経過がかかっている中、利用する側の負担増はやむを得ないと考えます。

また、今回の改正で増加する財源は、市の行政サービス、福祉サービスに充てていくとの答弁もあり、紀の川市全体の行政サービスが充実するものと考え、私の賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結します。

それでは、これより日程第1から日程第3までの議案について、順次採決を行います。

採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第122号 紀の川市営駐車場条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第128号 紀の川市ふれあいコミュニティセンター条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第128号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第144号 紀の川市学校施設使用条例の一部改正については、委員会の審査報告

は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第146号 紀の川市コミュニティ施設条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第148号 紀の川市公民館条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第148号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第149号 紀の川市教育集会所設置条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第149号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第150号 紀の川市IT親子ホール条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第150号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第152号 紀の川市文化施設条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第152号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第153号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第154号 紀の川市那賀B&G海洋センター条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第126号 紀の川市古和田会館及び井阪文化会館条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第126号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第127号 紀の川市斎場条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第127号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第129号 紀の川市介護予防拠点施設条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第130号 紀の川市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第132号 紀の川市保健福祉センター条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第132号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第142号 紀の川市河北河南水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第142号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第143号 紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第133号 紀の川市農村改善センター条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第134号 紀の川市農村婦人の家条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第134号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第135号 紀の川市青洲の里施設条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第135号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第136号 紀の川市ハイランドパーク粉河条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第136号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第137号 紀の川市観光自動車駐車場条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第138号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第139号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

議案第140号 紀の川市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第140号は、原案のとおり可決されました

日程第4 議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について から

日程第7 議案第169号 紀の川市道路線の廃止について まで

○議長（高田英亮君） 日程第4、議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正についてから日程第7、議案第169号 紀の川市道路線の廃止についてまでの計22議案を一括議題といたします。

本22議案については、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 報告いたします。

当委員会に付託されました消費税関係以外の5議案についての審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等につきましては、先ほど報告したとおりであります。

議案第123号 議案第147号、議案第151号、議案第155号の4議案については、全会一致で、議案第145号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について。

保護者から、今の自校式給食施設がまだ使えるのであれば、それを使ってできる限りぎりぎりまで自校給食を提供してほしいという声がある。施設として元気な施設があれば、引き続き自校給食を続けるという考えはないかとただしたのに対し、桃山・貴志川・打田地区の小・中学校の給食室は耐震もできていない上、老朽化している。また、文部科学省から出されている方向のドライ方式の施設整備もできていない状況にあるため、あり方検討委員会でセンター方式という方向を出していただいたとの答弁でございました。

次に、議案第151号 紀の川市歴史民俗資料館条例の一部改正について。

今までに私的な形で使用したことがあるのかと、今後私的な使用、例えば国分寺サミットなどについてはどう対応しているのかとただしたのに対し、一般への貸し出しはしていない。また、今後も私的な使用に許可することは考えていないが、国分寺サミットのようなものについては、県や文化庁と連携をとり、史跡であるので活用する方向で進めていきたいとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 日程第6の当委員会に付託されました議案第124号、同125号、同131号、同157号、同158号の計5議案につきましては、特に質疑もなく、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第141号及び議案第159号から議案第169号までの計12議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第159号、議案第160号 権利の放棄については、住宅の現状はどういう状態なのか。また、家庭裁判所の相続権利放棄の確認はできているのかとただしたのに対し、現在空き家になっているが、議案第160号の井田については、耐用年数が経過しているので、入居等は認めていない。また、相続放棄の真実については、家庭裁判所で確認済みとの答弁でした。

以上、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

これより、質疑を行います。各委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております22議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第145号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） おはようございます。

議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は、河南学校給食センターの新設に伴う条例改正となっています。紀の川市の学校給食では、打田・桃山・貴志川地区で50年以上の歴史があり、旧町時代から学校独自の文化として自校調理の学校給食が実施されてきました。河南学校給食センターの運営開始により、市内の学校給食が終了します。私は、調理員さんの姿が間近に見られて、作りたてが食べられる自校給食が、子どもたちの育ちにとって最善であると思っています。

紀の川市の学校給食をめぐるっては、センター化の検討がなされたときには、自校給食の存続と合わせて、「せめて旧町単位でのセンター設置を」という保護者の声もありました。

また、紀の川市は、センターの調理は直営で行うとの説明もされていました。しかし、河南学校給食センターは、4,000食に対応する大規模センターであり、さらに調理の民間委託が予定されています。保護者の願いに応えず、直営という説明をほごにして、自校調理の学校給食を終わらせることは納得できないということを述べて、反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、議案第145号についての賛成討論の発言を許可します。

14番 杉原 勲君。

○14番（杉原 勲君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第145号紀の川市学校給食センター条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、現在建設中の河南学校給食センターを追加し、その住所を定めるものであります。河南学校給食センターは、紀の川市の学校給食センター方式に統一するとの方針のもと、平成24年度から事業着手されてきたものであります。

議会においても、既に用地取得、工事費等の予算を認めてきております。今後、子どもたちが衛生的な施設でつくられた安全でおいしい給食を食べ、健康で元気に成長することを願い、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結します。

それでは、これより日程第4から日程第7までの議案について、採決を行います。

まず、議案第145号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りします。

議案第145号 紀の川市学校給食センター条例の一部改正については、委員会の審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りします。

日程第5、議案第123号 紀の川市税条例の一部改正についてから日程第7、議案第169号 紀の川市道路線の廃止についてまでの21議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

日程第5の議案第123号、同147号、同151号、同155号、日程第6の議案第124号、同125号、同131号、同157号、同158号、日程第7の議案第141号、同159号から同169号の計21議案については、各委員会審査報告は可決とするものです。

本21議案については、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5の議案第123号、同147号、同151号、同155号、日程第6の議案第124号、同125号、同131号、同157号、同158号、日程第7の議案第141号、同159号から同169号の21議案については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第8、議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件についても、過日の本会議においてそれぞれ所管の常任委員会に審査を分割付託していたものであります。

各常任委員会委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告をしたとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

2款、1項、1目、訴訟委託料について、粉河中学校の移転訴訟とほか2件との説明があったが、2件は何であるのか。また、それぞれ幾らであるのかとただしたのに対し、弁護士の報酬金として、粉河中学校は185万8,500円、境界関係の裁判で道路認定無効の確認請求事件が42万円、市道工事境界ぐいの復元等の損害賠償事件が94万5,000円となっているとの答弁でございました。

次に、10款、6項、3目の体育施設管理費について、那賀の体育館、粉河体育館の修繕ということだが、その内容はとただしたのに対し、那賀体育館事務所の雨漏り修繕が117万6,000円、粉河体育館の漏水修繕が26万2,500円であるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議の方、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第156号のうち、本委員会所管部分について審議をした結果、本委員会所管部分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員からの質疑の主なものは、次のとおりです。

3款、民生費、2項、児童福祉費、6目、児童福祉施設費において、中貴志保育所への2歳児の入所申し込みは何件あり、全員入所できるのかとただしたのに対し、平成26年度は12名程度の入所を見込んでいたが、実際には20名の申し込みがあった。部屋の広さから、全員入所できる見込みであるとの答弁でした。

また、市全体で来年度のゼロ歳から2歳児の入所申し込み状況はとただしたのに対し、

安楽川保育園のみ定員を超える入所申し込みがあるので、今後調整や検討が必要であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第156号のうち、当委員会の所管部分について、審議の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

7款、1項、4目、観光施設費の補正内容についてただしたのに対し、前年度の台風18号の復旧作業で、11節、施設・器具修繕料では、きしべの里公園の土砂除去作業、13節、委託料及び15節、工事請負費については、細野溪流キャンプ場ののり面復旧工事の設計委託料と工事費との答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

これより、質疑を行います。

委員長の報告に対し、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

議案第156号 平成25年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）については、各委員会審査報告は、可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第156号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第9、議員提出議案第1号 紀の川市国民健康

保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についての審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、採決の結果ですが、賛成少数で否決すべきものと決しました。

提案理由に対して行った質疑の主なものは、次のとおりであります。

基金を取り崩すと言うが、紀の川市の負債が345億円ほどある中で、子どもたちにツケを回さないための基金でもある。財源の問題はどう考えるのかとただしたのに対し、地方債は全額一般財源から賄うことはない。交付税算入される部分もあり、300億円以上あったとしても、もっと少ない数字になってくる。したがって、紀の川市は決して逼迫している状況ではないとの答弁でした。

次に、改正を行うことで国保加入者の負担軽減はどうなるのか、また継続的にどこまで考えているのかとただしたのに対し、平均すれば1世帯当たり1万円の負担減であるが、たくさん納めている世帯は多く軽減され、所得が低い世帯や平等割、均等割だけの世帯は減額の幅が少なくなるが、低所得の方には法定の軽減がある。また、長期的で財源が足らなくなった場合は一般会計からの繰り入れが前提となるとの答弁に、一般会計から繰り入れると言うが、それでは国保に加入している4割の世帯、3割の住民以外の6割の世帯、7割の住民は、その恩恵を受けることができない。できるだけ公平のほうがいいのではないかと再度ただしたのに対し、いろいろな施策があるが、それらが全ての市民を対象にしているわけではない。また、国保には一定期間ほぼ全ての人が加入するので、一部の人だけの施策とは捉えなくてもよいと考えるとの答弁でありました。

以上で、委員会審査報告を終わります。御審議、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議員提出議案第1号についての反対討論。

12番 村垣正造君の発言を許可します。

○12番（村垣正造）（登壇） 私は、議員提出議案第1号について、反対の立場から討

論を行います。

今回提出されています議員提出議案の内容は、前回行われました市議会議員選挙のときに共産党が出されていた公約だと思いますが、この種の公約については私は当然市長選挙に出馬し、民意を問うのが筋ではないかと考えております。

また、財源についても基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れというだけで、漠然として計画性がない上に、執行部との調整ができていない状況です。

平成22年4月から、中村市長が、小学校卒業までの生徒に医療無料化ということが実行されております。それにあたっての財源は、合併以後、分庁方式でされていたと、それを本庁方式にすることによって経費が削減されると、それをもって財源の内訳を基本としてこの事業を行うという、本当に財源の裏づけをもってこの事業を行うということでありますので、それは当然だと私は思っております。

この議案を提出するというには私は否定はしませんが、財源的裏づけのない議案を提出をするというのはいかがなものかと考えております。

よって、議員提出議案について、反対をいたしたいと思っております。御賛同、よろしく願います。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成討論を行います。

本議案は、国保税の税率改正により、1世帯当たり平均1万円を引き下げる内容となっております。今後、消費税の引き上げや病院での窓口負担を引き上げ、去年に引き続き年金の支給額の引き下げなどが行われます。この間の物価の上昇もあって、生活がますます苦しくなるというのが市民の実情ではないでしょうか。

そして、こうした中で地方自治体はその地域で暮らす市民に対し、今までどおり負担をかけていくのではなく、少しでも負担を軽くしていく必要があると思っております。この条例改正は、国保の分野での市民の生活を守る施策であると言えます。

国保税率の引き下げには、一般会計からの繰り入れが必要になりますが、全国的には毎年3,000億円を超える法定外繰り入れが行われています。これは、国民健康保険事業が単に保険料で支え合う相互扶助ではなく、皆保険制度の土台であることから、多くの自治体が独自の判断で繰り入れを行ってきたことのあらわれです。

紀の川市も市民の生活、暮らしを守るために、国保税の引き下げに向かう時が来ていると思っております。議員の皆さんの御賛同をお願いしまして、賛成の討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員会審査報告は、否決とするものです。

委員会審査報告では否決とするものですが、この場合、可決についてお諮りします。本議案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（高田英亮君） 起立少数であります。

したがって、議員提出議案第1号は、否決されました。

日程第10 請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について

日程第11 議員提出議案第2号 新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第10、請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願についてと日程第11、議員提出議案第2号 新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書については関連がありますので、一括議題といたします。

まず、請願第1号については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長 20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 当委員会に付託されました請願第1号についての審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率の適用を求める請願書については、賛成多数で採択すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の意見の主なものは、次のとおりでございます。

お手元に配付の請願審査報告書をごらんいただきたいと思います。

審議の中で、新聞購読料について軽減税率を求めることは、その前提として消費税を上げてよいということになる。また、消費税が上がると、新聞販売店だけではなく、ほかの小売店にもいろんなよくない影響が出てくる。新聞の販売店だけということでは賛成できないとの意見もあったが、毎日配達される新聞は公共性が高く、民主主義の一つの基礎をなしており、新聞の持つ社会的役割、購読者の負担軽減、雇用の確保などを考えると、採択すべきとの意見が大半でございました。以上が、当委員会における審査の主な内容であります。

以上、審査報告を終わります。

○議長（高田英亮君） これより、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

次に、議員提出議案第2号の提出者に提案理由の説明を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） ただいま議題となっております議員提出議案第2号 新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は、私、川原一泰でございます。賛成者として、太田加寿也議員、並松八重議員、杉原 勲議員、西川泰弘議員、上野 健議員、森田幾久議員であります。

新聞は、日々多様な情報を個別配達網により全国に届けることにより、国民の知る権利と民主主義を下支えするという大きな役割を担っています。近年、活字離れが進む中で、新聞の購読率も低下傾向にあり、本年4月に消費税率が改定されると、ますます購読者が減少し、販売店の経営悪化、しいては雇用の喪失につながりかねません。多くの先進国では、新聞の社会的役割を踏まえ、新聞に軽減税率を適用しています。

このようなことから、食料品など生活必需品とともに新聞購読料への軽減税率適用を求めるために、「新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書」を会議規則第14条の規定により、提出するものでございます。

なお、意見書提出先は、内閣総理大臣及び財務大臣でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、議員提出者の提案説明が終了いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、先ほども申したとおり、請願第1号と関連いたしますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、ただいま提案理由の説明を受けました議員提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、ただいま議題となっております2件について、一括討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、請願第1号と議員提出議案第2号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 請願第1号には、採択しないこと。議員提出議案第2号には、反対の立場からの討論を行います。

国民の所得が減り続けてきたもとでの消費税の引き上げは、暮らしと経済を立ち行かなくするものであり、消費税の4月引き上げは、国民の暮らし、景気対策、国の財政を考えたときにどうしても避けなければならないものだと考えます。

今回の請願が述べられているように、新聞が国民の知る権利を支え、活字文化の発展に尽くしていること。また、今回の増税によって新聞離れが加速することへの懸念と販売店の経営と従業員への雇用不安への危惧もそのとおりだと思います。そこは強く共感するものですが、そのためには先ほども述べたように、消費税の増税を行わないことが一番の解決策であると思います。増税中止こそ、新聞販売店に限らずあらゆる小売店の営業や庶民の暮らしを守り、景気を落とし切らない方法です。

請願と議員提出議案が求める軽減税率は、ことし4月の増税を前提にしており、4月実施をとめることがまずもって必要との立場から、本請願と議員提出議案には反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、請願第1号と議員提出議案第2号についての賛成討論の発言を許可します。

1番 並松八重君。

○1番（並松八重君）（登壇） それでは、請願第1号及び議員提出議案第2号について、私は採択及び賛成の立場から討論いたします。

消費税率の改定は、日本の将来を考えると避けて通ることはできないと考えております。また、講読者の減少は、新聞販売店のみならず社会全体に及ぼす影響も懸念されます。新聞の持つ社会的役割、講読者の負担軽減、雇用の確保の観点から、本請願を採択するとともに、意見書を提出することについて賛成いたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結します。

これより、順次採決を行います。

採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願については、委員長の報告は、採択とするものです。

本請願は、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号は、採択とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議員提出議案第2号 新聞購読料の軽減税率適用を求める意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第12 議員派遣の件について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

議員の派遣の件については、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員派遣をすることに決しました。

日程第13 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第13、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会に当たって発言を求められておりますので、これを許可します。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

12月議会最終に当たり、一言御挨拶申し上げます。

任期の都合で、12月から年を越してのきょうまでの長い期間、皆さん方御苦労さんでございました。4年に1回はこの年を越しての議会となるわけではありますが、たまたま今年度はそういうことであります。

提案させていただきました議案については、全て承認をいただき、ありがとうございました。3月末まで25年度のいろいろな事業もあるわけでありまして、今後年度末まで頑張っていく所存でございます。

今、26年度の予算査定もいたしておりますけれども、厳しい状況でありますので、できるだけ始末できることは始末をし、市民の福祉向上についてはできるだけ頑張っていけたらと、そのように思っております。

まだまだ寒い日が続きます。皆さん方、元気でお互いの市の発展のために今後とも御協力をよろしくお願い申し上げますとともに、亀岡議員が病氣療養中ということでございまして、一日も早い全快をお祈り申し上げ、皆さん方には今後ともの協力をよろしくお願い申し上げます。最終日の御挨拶とさせていただきます。

御苦労さんでございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成25年第4回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶申し上げます。

昨年12月11日に開会し、本日まで37日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了をすることができました。

昨年の12月に開会し、37日間という長期間にわたり慎重審議をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。改選後、はじめての議会でしたが、これからの4年間、紀の川の発展のため、さまざまな議論を重ねていきたいと思っております。

議員各位におかれましては、寒さ厳しき折、体調に気をつけて議員活動に精励されますことを祈念して、私の閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして平成25年12月11日招集の平成25年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員